

一九三九年英ポーランド相互援助条約の締結 (二)・完

北 島 平 一 郎

目 次

はしがき

四 独ソ不可侵協定

ソ連のイニシヤチブ

スターリン外交の権謀

リッベントロップの訪ソ

一九三九年八月二日、ヒットラーの戦争指令

一九三九年八月三日、独ソ不可侵協定の締結

五 一九三九年英仏ポーランド三国交渉と軍事会談

フランスのイニシヤチブ

英ポーランド軍事会談

独ソ両国結合の時と報道

ポーランドの意向と立場

ダンチツヒ危機の高まり

最後の段階、英ポ相互援助条約

英ポーランド相互援助条約と秘密協約

むすび

はしがき

さて本編に於ては、表題にそつて英国とポーランドの一九三九年八月二五日に成就する英ポーランド相互援助条約の成立の経緯とその内容について叙述するべきであり、その大阪経済法科大学法学論集（以後論集）三十二号掲載の抽稿「一九三九年英ポーランド相互援助条約の締結（一）」の統篇（二）となるべきである。しかしここではそれにすすむ前に、この英ポ条約の成立の際、これと同時に並行的に行われた同年同月二三日成就の独ソ不可侵協定との関連に於て、この二つの同類項とも称すべき条約の対比の中から英ポ条約成立の経緯を叙することとする。従つて当初の予定をすこしく変更して、ただ単に英ポーランド条約成就の統篇のみでなくその経緯を独ソ不可侵協定との対比の中から描くこととしたい。

この度、本抽稿に於ては、まず独ソ不可侵協定の成立にふれ、その英ポーランド条約との対比の問題をかかげ、次に英ポーランド相互援助条約成立の経緯を論集三十一号抽稿の統篇として考究し、その成立と内容を叙することとする。これについて大方の御理解を賜わり且これについての御叱正を乞ひ上げたい。

一九三九年四月から英仏独ソ四国らの緊張関係と友好関係は、頗る複雑な様相を呈する。それは第二次欧州大戦の勃発が同年九月一日に結果する、これらはそれへの道程となるからである。

それにつき筆者は、論集に「一九三九年不可侵協定への独ソ交渉の端緒」（三〇号）「一九三九年英仏ソ三国交渉と軍事会談」（二二号）「一九三九年英ポーランド相互援助条約の締結（三二号）」等を著わして問題への一般的アプローチを試みた。今回はそれらにつづぎ英ポーランド条約の内容とこれと並行した独ソ不可侵協定締結の一側面を叙述す

ることを試みる。

この時の会談四国の外交交渉、同軍事会談は、その夫々が、お互いに反発するものであり乍ら、さながら同類項の如く同時並行的に夫々が進捗してゆくのが、これについての大きな特色である。この中で際だって特長的な要素は、英仏対独逸交渉過程の中で、ソ連邦が、その何れの側との交渉に於ても一方の主役をつとめていることである。即ち会談が、相互並行的に行われていること、その一方にソ連邦が必ずいることというこの現実、一体何を意味しているのかということが問題とならねばならないが、これは交渉の、特にビジネスのそれには日常茶飯事のこと、つまり、売り手が一つで、買い手が二人いるということにすぎない。スターリン (Josef Stalin) が二人の買い手を手玉にとったというにすぎないのである。即ちスターリンの真意は、資本主義国を相互に相戦わすということにあり、最初からドイツとくむつもりであった。英仏両国は、少くともその当テ馬にされたのである。

しかして第二の大きな特長として英国の対ソ会談への冷淡さがある。このことは、前掲拙文「一九三九年英仏ソ三国交渉と軍事会談」(論集三十一号)にもふれたのでくりかえさないが、その理由は、英国首相チェムバレン (Neville Chamberlain) のソ連邦と共産主義忌避と第二は、英国のエチオピア保護運動は、英国のエジプト帝国維持の為であるが、チェッコスロバキア、ポーランドは英国生命線(ドーバーからライン河)からあまりに遠いという現実的認識からこれらに介入したくないという為であった。それなれば、ソ連との交渉に応じなければよいのだが、そうもいかないのが、立憲主義王国の首相のつらいところでもあろう。この英国の中途半端な態度は、結局英仏ソ会談の失敗に結果する。

一九三九年四月にポーランド、ルーマニア、ギリシアに夫々独立維持の保障を与えているのに英国の外交は、この

保障圏にソ連邦を加えることをそれ程熱心に希求しなかった。ソ連はドイツと同盟することによって独英仏三国の資本主義国を相たがいに戦わせ、資本主義の絶滅を期した。これが一九三九年当該四国の交渉経過と政策目標であった。この中から独ソ、英ポ両条約が生れ出るのであるが、しかし、これらの思惑は、ことごとくはずれアトには、第二次世界大戦という空前の大災害だけが残り、幾千万人民の生命は失われ、地上は、さながら地獄図絵となって巨兆の富が烏有に帰した。これすべてソ独英仏四国の外交政策の失敗から起ったものであった。

しかしこれらを失敗であったというのは、東海の涯の言説でのみあろう。欧州やソ連国ではともそう言えた義理ではない。スターリン自身は、一九四一年七月三日、ドイツがこうして締結した独ソ不可侵協定をイトも簡単に破つて、同盟国ソ連邦に戦争をしかけた時（同年六月二二日独軍ソ領侵入から一二日後）、独ソ不可侵協定は、決して失政ではなかったと獅子吼している。それは平和の為であり、平和を志向する限り、平和を希求する協定の締結を拒否することは出来ない。独ソ不可侵協定は、これによってソ連に一年半の軍備整備充実期間を与えた。これはソ連邦とその友邦にかけがえのないチャンスを与えたのである、と<sup>①</sup>言っている。英仏両国に於ても自己弁護の為の言説は何も変らない。しかしこれらに対し、独英仏ソ四国会談の既定の事実と反対の概念と実行をぶちあてれば、自ら事實は明瞭になるのではなからうか。つまり、ヒットラーがポーランドに魔手をのばしたとき、ソ英仏三国がヒットラー封じこめの計画をなし、これを実行に移したらどうであつたかということである。歴史に if をもちこんではいない、と言うが、それは現状肯定の為の言いのがれにすぎない。結局はそうなる国際星座を早い機会に実現させたらよかつたのではないかということである。もしこういふことを言つてはならないということになると、第二次世界大戦のソ英仏米四国の同盟体制に言及してはならないということと同意義の主張になってしまう。

一九三九年のソ英仏独四国交渉は、こうして処方箋をすこし間違えた為に空前の大災害を欧州と全世界に蒙らしめることとなった。政治家はやり損なった、ですむけれどもその災害をまき散らされた諸国民は、たまったものではない。第二次世界大戦は、如何にしても必然的に勃発したのだということで、アトの理論を全部埋没させてしまうことは出来ない。同じ起るにしても早い機会に手当てをするのと、ニッチもサッチもいなくなつてから手当しようとするのでは、物事、効果の点で、天地霄壤シヨウシヨウの差が生じるであろう。第二次世界大戦だけが例外ではない。

この背景の下で、英国はポーランド、ルーマニア、ギリシアに与えた国々の独立保障の追究には各ではなかった。そして大国主義のポーランドとの間に英国の対ポーランド一方的独立保障を両国間国家对等互恵の相互援助条約にまで高める。これがソ独交渉、ソ英仏三国間交渉とからみ合い乍ら相互並行的に進捗するのである。小論はこの間の経緯に一瞥を与えることを以て目的とする。そしてその間の経緯は、一方でソ独会談はドイツの努力によって車輪に進捗するが、他方ソ英仏会談は、ゆるゆると漸進的に進行した挙句の果、失敗に終る。その中から英ポーランド相互援助条約が一九三九年八月二五日に、即ち独ソ不可侵条約締結の二日後に出現するのである。この時英国の対ポーランド独立保障を相互同盟の域にまで高めて何の効果があるのか、ということであるが、第二次世界大戦（欧州）勃発という緊迫の極にあるべき時に於てこの次第であった。独ソ両国のポーランド分割に何のそなえもなく、九月一日に何の神経を消耗することも無き人々の群れが、そこにあったのであろうか。疑問と興味は東海の果ての渺たる一学究に於てもつきることはない。一方に於て独ソの車輪外交、他方に於てポーランドの故なき大国外交、英国の避共產主義慎重外交の対比を際立たせたいのも小論の目的にそつた今一つの重要ポイントとならう。

(1) 以下、引用文献の abbreviations については「論集」三十二号引用欄参照。Soviet Documents on Foreign Policy (S. D. F. P.), select. & edit. by J. Degras, Vol. III, 1933-1941, Octagon Books, 1978, 3 July 1941, Speech by Stalin, pp. 491-93. 次の様に尋ねられるだろう。如何にしてソビエト政府は、かかる裏切りの怪物ヒットラーやリッペンントロップ (Hitler and Ribbentrop) と不可侵協定を締結することに同意したのか、と。これはソビエト政府の側に於ける失敗であったのか。勿論、否である。…例えヒットラーやリッペンントロップの様な怪物や人喰い人種に率いられた隣国ドイツであろうと平和的条約が、直接、間接に平和愛好国(即ちソ連、筆者駐)の領土の一体と独立とそしてその名譽を侵犯しない限り、平和的条約の締結は忌避されるべきではないのである。

### 一 独ソ不可侵協定

#### ソ連のイニシヤチブ

ナチス・ドイツはこの時期ポーランドに対し、オーストリア、チェッコスロバキアに対すると変らぬ脅威的要求を投げつつけるが、一方ソ連との交渉継続、妥結に向っても一段の精力を傾注していた。この時のストーリーは八月五日に始まるが、この日午後八時、シュレーンブルグ大使 (F. W. Schulenburg) はモロトフ (V. M. Molotov) に見し、リッペンントロップ (J. Von Ribbentrop) の訪モスコウにつき緊急の申し入れを行った。<sup>(1)</sup>しかし、モロトフはこの時すこしも騒がず、独大使の提案を莞爾と聞きながら、それを顔に現わさず、次の瀕踏みを行った。①ソ独不可侵協定を締結するか。②ソ日関係の好転にドイツは影響力を日本に振えるか。ソ満国境の紛争防止が出来るか。時にノモンハン事件(ハルハ河戦争)の真只中で、五月以来の衝突は、八月に入ってソ蒙軍の攻撃は日本軍(関東軍)の抵抗を殆ど粉碎する勢いであった(日本軍の敗戦は、八月三十一日)。スターリンの超管理政治は、またとない成功を

おさめつつあった。それは東に宿敵日本をたたき、(一九四五年八月、日本敗戦と共に、スターリンの言い放った、日露戦争の仇を報じた、という発言は、明治生れで共産主義者以外の日本人に深刻なショックを与えた)、西にドイツ、英仏三国を手玉にとろうとする。スターリン外交こそは、二〇世紀最大の権謀術数のそれと称さるべきであろう。ここで独ソ不可侵条約問題の示唆が、ソ連側からなされたことは、まことに重大であり、意味深長である。そしてこの段階では、ニュースは英国政府に伝わっていた、と言われる。八月一七日には、サムナー・ウエルズ(Summer Wells)米國務次官は、ワシントンで英国大使にモロトフのシュレーンブルグへの示唆を伝えた、とも言われる。シュレーンブルグがモロトフの言葉をリッペントロップに伝達したのは、八月一六日、午前六時四〇分であった。独外相・ヒットラー、独外相・シュレーンブルグと、九月一日<sup>(2)</sup>という時限爆弾をかかえているドイツ側は、急ぎに急いだ往復やりとりの後、その決定をモロトフに伝えた。ヒットラーは、即決し、ソ連側の不可侵条約案を無条件に受入れ、これをソ連側に解答したのであった。この時、そして無条件という条件で、ポーランドの消滅は決定された。怯懦と後退を繰返してきた英仏側にテールは廻された。立つや立たざるや、主導権は、完全にスターリンの手中に握られた。ヒットラーの戦争政策はいよいよ日の眼をみる。資本主義諸国はこうしてハルマゲドンへの道につき進んでゆく以外ない。ドイツ側の受諾解答は次の如くであった。①両国不可侵条約を締結する。期間は合意あれば二五年としたい。②バルチック諸国の安全と独立を独ソ両国で保障する。<sup>(3)</sup>ソ日友好確立へドイツはもてる影響力を振う。これ以上、ポーランドの挑発行為には耐えられ得るべくもない、とし、独ソ両国関係の急速且基本的明晰化を熱望した。

#### スターリン外交の権謀

ソ連への独解答伝達は、また急ぎに急がれたがリッペントロップの指令は、一六日午後一一時にシュレーンブルグ

の手にわたり、彼とモロトフとの会見は、一七日、午後八時に設定、実行せられた。モロトフの返書は、翌一八日にドイツ側にとどいた。それは、その時までのドイツの反ソ態度、コミンテルンへの攻撃、日本への使噓等をのべ、ソ連の反ドイツ防衛戦線の結成は、一にかかってこのドイツの行為に余儀なくされたのであることを強調し、しかしこれが変ることは、歓迎すべきだと前提した。ソ独友好の確立は、最も望ましく、その為、第一段階として通商、クレジット協定の締結が望ましいとのべ、この締結直後に、不可侵条約、もしくは、一九二六年ソ独中立条約の再確認へすすむ、これと一体をなすものとして両国外国政策の一々の問題を明確化する協約の締結を行う、とした。<sup>3)</sup>しかしリッペンントロップの訪ソ問題は、英国がストラング (William Strang) という平凡な人間を派遣したのに比し重要な人物の派遣ということで、大いに喜ばしいとしながら、それだけ有名な人物の訪ソは、ソ連側の望む秘密性をそこなう、という風にのべられただけであった。明らかにスターリン外交はヒットラーのあしもとをみていた。ヒットラーは、案の定あせる。直ちに折かえし、リッペンントロップの訪ソについて承諾を得る様にとり最高至急電が独大使にうたれ、これは、一九日午前五時四五分にモスコウについた。通商、クレヂット条約の結合は、一八日中に終り、一九日正午に調印の筈のところ、それも延期された。一九日は、二週間後のポーランド攻撃の為の部署につく様、独潜水艦とポケット戦艦隊に命令が発せられる日となっていたが、それもソ連よりの解答待ちとなつて延期されてしまった。事態は、スターリン外交の完全な勝利であった。そして遂にきた。ソ連よりの秘密、最高至急電が、シュレーンブルグを通じ、ヒットラーへ。時に、一九日午後七時一〇分。しかしその内容は次の如くであった。不可侵条約の締結は、諒承される。独外相の訪ソは、経済協定締結後一週間の後、従つて八月二六日か、二七日、に、と。そして、ソ連草案のソ独不可侵協定が示された。<sup>5)</sup>ヒットラーはぢれるだけぢれる。しかしこれとても、一九日の会談二度の結果とし

て得られたものであった。二度とは、最初は午後二時、二度目は、四時三〇分開会であった。この間にモロトフ、シュールンブルグ会談にスターリンが指令を以てわって入り、モロトフは、全面的にこれに従い、貝のふたをあけて、この決定が独大使に伝えられたと推測されている。スターリン、モロトフの主従関係が非常に明瞭に示された一シーンであった。こうして不可侵条約の締結は、独ソ両国間に内定された。

### リップントロップの訪ソ

リップントロップ訪ソの時期には、変更が加えられなかった。九月一日にしばらくられるヒットラーは、最初にして最後の決断をする。彼は面目を捨て、スターリンに叩頭する。独外相の訪ソの即刻たるべきこと、と。電報は、シュールンブルグ報告受領後、一二時間で、八月二〇日、日曜日の午後六時四五分にモスクウに到着した。ここに世紀悪の一つの電文が開陳された。

①余は、独ソ友好関係再構築への第一段階としての新独ソ商業協定の調印を衷心より歓迎する。

②ソ連邦との不可侵協定の締結は、余にとっては、長きにわたる独政策の確立を意味する。ドイツはこれによって、過去数世紀にわたった両国を裨益する政治コースを再開する。帝国政府は、この場合、この大きな変化と完全に一致する行動をとることを決心している。

③余は、貴外相モロトフ氏によってもたらされた不可侵協定草案を受諾する。しかし、尚、それと連関する種々の問題を明確ならしめることが必要であり、これは緊急性を要すると判断する。

④ソ連邦政府によって望まれる補助的議定書については、責任ある独政治家が可及約速やかにモスクウを訪問することによって、最短時間内に明確化することが出来ると信じ得る。

⑤独ポーランドの緊急状態は、耐えられない程となっている。ポーランドの大国に向つての振舞いは、何時危機が高まつてもおかしくないものである。ドイツは、この状況下、あらゆる手段を用いて帝国の利益を防護する決心である。

⑥余の意思に於ては、両国は、相互に、新関係に入る意図を表明しているのであるから、時を失することは不得策であると考えられる。余は、この為に再度、貴下が、八月二日（火曜日）、少なくとも八月三日（水曜日）に我が外相を受け受される事を提案申上げる。帝国外務大臣は、不可侵協定と議定書を作製し、署名する全権を付与される。情勢下、独外相のモスコウ滞留は、せいぜい一日か二日であり、それを超える事はない。これに対する速やかなる御返書を乞う。

この電翰は、八月二〇日・日曜日午前二時にベルリンでヒットラーにより署名されている。スターリンよりの返書待ちで、ヒットラーの焦燥は極点に達する。二一日、彼は、ゲーリング（H. W. Goering）を電話で呼び出し、眠れぬままにその焦燥を表明している。午前三時、シュレーンブルグから、ヒットラーの電報がまだ到着していないこと、暗号解読にも時間がかかること等を訴える電報が独外務省に入る。

外相と大使の間に電文のやりとりがあり、この間、二一日午後三時に独大使がモロトフに会見出来ることが明白となった。そしてスターリンのヒットラー提案受諾と、リップントロップの訪ソを二三日に決定する旨の電報が二一日午後九時三五分にベルリンに着いた。<sup>(8)</sup> 電文は次の如くであった。

スターリンの返書、一九三九年八月二一日。

貴翰有難く拝受。余は、独ソ不可侵条約が我々二国間の政治関係を良好ならしめる決定的指標となることを嘉する。

我々二国の国民は、相互に平和的關係を必要とする。ドイツ政府の不可侵協定締結同意は、我々二国間の政治的緊張をとりのぞき、平和と協調の關係を確立する基礎となるであらう。

ソ連邦政府は、余に次の事を貴下に伝える権限を与えた。即ちフォン・リッベントロップ氏は八月二三日にモスクウに到着することを同意せられる、と。

遂に、賽はふられた。ヒットラーはルビコンをわたり、向う側からスターリンが手を引張る。左右両ファシズムの巨頭が、欧州をそして世界をハルマゲドンにたたきこんだ。二二日午前一時、ドイツ全土にラジオの緊急ニュースが流れた。ヒットラーが国民に独ソ協定の成立を放送したのであった。「ドイツ国政府とソビエト政府は、相互不可侵協定の締結に同意した。ドイツ国外務大臣は、該交渉妥結の為、翌八月二三日・水曜日、モスクウに赴く、と。

#### 一九三九年八月二二日、ヒットラーの戦争指令

この時点では、スターリンは、ヒットラー戦争の場合は、中立を守るといつていた。八月二二日、ヒットラーは、誇りと得意と尊大を顔中にみなぎらして、独軍司令官達をオーベルザルツベルグに集めた。①戦争は冷厳、無慈悲に遂行されること、②ポーランド攻撃は、四日後。八月二六日に開始される。これが会議の内容であった。―この時には、九月一日の予定が、六日間も早められていた(八・二五英ポ条約とムツソリーニの不戦態度で九・一にかえる。八・三一に命令)。①ヒットラーは、ポーランド攻撃は、春季から準備されていたという。彼の最初の考えは、西方に向うことであつた。しかしその場合には、ポーランドが背後からドイツを攻撃することが、明確になつた。これが、ポーランドが、まず第一に攻撃されねばならない理由であつた。そしてその時が正にきたのだ。ヒットラーは次の様にのべる。ドイツの経済的状况はここ数年はもちこたえられる。この為には今たつ以外選択の余地はない。國際的状

説  
況は、有利である。地中海に於ては、英仏伊三国の複雑な競争があり、極東には緊張がみなぎっている。英国は大きな危機に直面している。フランスは、国力消耗している。出生率の低下。ユーゴスラビアは崩壊の種子を育てている。ルーマニアは、弱化している。ケマル以後、トルコは小心、不安、弱体の人々によってしか統治されていない。しかし今のこれら有利な状況は、二、三年以上はつづかないだろう。余もまた何年生命があるか。時は四、五年ものばせ無い。今がベストである。以上がヒットラーの判断であり、軍首脳への命令であった。西欧はたたないであろう。しかし危険は恐れるべきでは無い。ラインランド占領のとき、将星は、とめた。オーストリア、ズデーテンランド、そしてチェコスロバキアの残部についても、すべて同断である。そして結局、そこに何が結果したか。キャニーのハンニバル、ロイテンの大王フレデリック、タンネンベルグのヒンデンブルグとルーデンドルフ、彼等は機会を逃さなかったのだ。ハルダー (F. Halder)、ワイツレーベン (E. Von Witzleben)、トーマス等の将星はこれにききいる。今

や戦いの資質が示されるべきときである。大ドイツ建設が目標である。西欧に対し、これとの最後の対決を迎えるべく、武器が準備され、そしてそれらが試さるべきである。ポーランドが、その機会を提供してくれる。西方に与えられた機会は二つ考えられる。①我々に対する経済封鎖、これについては、ドイツはその資源を東方に求められることと、ドイツ自給自足体制の確立の為に効果は無い。②マジノ線 (the Maginot Line) による西欧からの攻撃、これは不可能と考えられる。今一つの可能性と考えられるのは、オランダ、ベルギー、スイスの中立を犯しての対ドイツ攻撃であるが、英仏両国共これらの国々の中立を侵犯することは出来ないし、またやらない。これらから彼等のポーランド援助は不可能であると判断される。

戦争は、長引くかということ。誰もそれを望んでいない。もしヘル・フォン・ブラウキッチュ (Walther Von

Brauchisch) が、余にポーランド征服は四年かかるだろうといったとしたら、私は、そんな事はあり得ないと答えただろう。英国が長期戦を望んでいるなどと言うのは、ナンセンスである。こうしてヒットラーは、情勢につきポーランド、英仏両国に独断的予想を押しつけた後、ロシアに言及する。我々の西欧の敵は、ポーランド征服の後、ロシアが我々に敵対すると考え、望んでいる。彼等はうじ虫だ。我が決意の何たるかを知らない。余はミュンヘンでこれらみみず共に会っているのだ。余は、スターリンが、決して英国の提案を受け入れない事を確信している。スターリンは、英国の意図を見透せない程の狂気ではない。ロシアは、ポーランドを維持することに何の利益も有しない。リトビノフ (Maxim Litvinov) の更迭は、モスコウでの対西欧態度変化のサインとして打ち放たれた号砲であった。余は、徐々にロシアへの変化を追求している。商業条約との関連から政治会談へ進んだ。最後、ロシア側から不可侵条約の提案が出された。四日前、余は、一つの特別ステップを踏み出し、昨日、ロシアは、該条約調印の用意ありと、声明した。スターリンとの個人的接触が果された。明日、リップベントロップがこの条約を締結する。ポーランドは、今や我が掌中にある。英国覇権の崩壊がはじまっている。道は、今や兵士に向けて開け放たれた。政治的準備は、余の手によって今や完熟させられたのである。ヒットラーは、かく宣言した。今一つのミュンヘンが結果しない限り、道は兵士に向けて開け放たれる。そしてヒットラーが恐れるのは、キタナイ犬が、調停をもって介入しないかという事だ。会合は、昼食の為に中断されたが、その瞬間、ゲーリングが、テーブルにとび上り、ヒットラーに血の感謝と血の約束をささげ、全軍の総統に対する忠誠なる義務を改めて誓った。(一九四五年八月二八、九日のニュールンベルグ国際法廷に於て、この時のゲーリングとテューブルが問題とされたが、彼は、テューブルに立った事を否定した。) 午後の会談は、ヒットラーによる閣僚と将星に対する勇気振起と決心堅固への煽動に終始した。彼は言う。鉄の決意

説

は、我等の側にある。我々は西欧国家と、今、只今より戦う決意を有たねばならぬ。生と死を賭けた戦い……。長き平和は、我々に何をもたらしただか。我々の雄々しき態度がそうであるだけ、それだけ彼等は弱化する。一九一八年には、これらを欠いた為、我々は、破れた。フレデリック大王は、堅忍を以てこそ耐え抜けた。

論

ポーランドの破壊は、緊急の必要性をもつ。目標は、一定の線に到達するというのではなく、活動部隊の懺滅である。たとえ戦争が西方で破裂するとしてもポーランドの破壊が、第一の目的である。天候をにらんだ、素早い動きへの決断。余は宣伝家としての立場を示す。それがもっともらしいかどうかは問題ではない。勝利を得れば、問題は、何れにしても起らない。戦争をはじめること、戦うことにそれが障害となることはない。問題は勝利である。慈悲の心はとざし、あくなく戦え。八千万国民は、その権利たるべきものを手中にしなければならぬ。男は、強ければ強い程、正しい。厳しく、残忍たれ。同情のかけらも無用である。……世界秩序を熟考すれば、何人もその意味は、力によつて最上の成功をかちとることにあることを理解するであろう。訓戒と煽動された激情のおさまった後、総統は、来るべき戦争の指示を与えた。①スピードが第一。②兵士こそすべて。③戦闘地域は、第一、南東からビスチュラ河へくさびを打ち込む。北方からナレウ河、ビスチュラ河へくさびを打ち込む。軍事行動は、ポーランド敗北の後、彼のポーランド処理に関わりなく遂行される。これについて、ヒットラーは曖昧であった。この間の新国境は「ある原則」の上に決定される。ポーランドは、多分小緩衝国として独露両国の間に残るであろう。攻撃開始日は、後に示す。それは多分八月二六日となるだろう。翌日、ハルダー大將は、軍最高指令部会議の後、それが、八月二六日に確定された」と日記に誌していた。以上がヒットラーの將星に対する開戦に関する長広舌であった。<sup>11)</sup>

## 一九三九年八月二三日、独ソ不可侵協定の締結

不可侵条約と全附属協定調印の全権を付与されたリップントロップは、八月二日ベルリンをたち、空路モスコウに到着したが、二三日の夜は、彼等一行は東プロシアのケーニヒスベルグにおり、徹夜でベルリンとベルヒテスガーデンに連絡し、電話によってスターリン、モロトフとの会談の為の最終的な覚書きを作成した。その量は膨大なものとなったという。ケーニヒスベルグをたった一行は、二三日正午すこし前、モスコウに到着。第一回の会談が、スターリンとの間にもたれた。参加者、スターリン、モロトフ、リップントロップ。その他は通訳官。ドイツ側は、ポトシャフトラート・ヒルガー (Botschafter Hilger)°。しかし多分、シューレンブルグも参加していたと推定されている。

これは三時間続いた。第二回目は、夕刻、これには独外務省法規部長 (Friedrich Gaus) も参加した。既に、ほぼ諒解されている不可侵協定の討議は難なく急速に終ったが、「秘密議定書」もしくは「秘密補助議定書」については、長時間の討議が行われた。これは、独ソ二国間に横たわる欧州地域に関する両国勢力圏分割確定の問題を中心としてであった。①バルチック諸国、ドイツはラトビア・エストニア・フィンランドをソ連勢力圏とすることに同意。リスニアはドイツのそれとする。尚ドイツは、バルチック諸国の若干地域を独に割愛する様要求したが、ソ連は不凍港問題を持出してこれを拒否、リップントロップはヒットラーと電話交換の後、最後、ソ連言いつを諒承した。②ポーランドの分割、独ソ・ポーランド分割線は、ナレウ、ビスチュラ、サン河の線とする。ヒットラーは、まずポーランドが攻撃された場合でもソ連は、条約を尊重して英仏側にたたず、ポーランドを支援しないことを約束させ、それからこの決定に進んだ。<sup>(1)</sup>

## 独ソ不可侵協定と英仏ソ三国交渉

## 論

右述の経過をたどって独ソ両国は結合した。破天荒な事実であった。何人も独ソ両国が同盟し、ヒットラーのドイツが、共産主義のソ連と手を握るなどと考えなかった。しかし一八九三年には、帝制ロシアが、共和国フランスと同盟している。ツァー・アレキサンダー三世 (Tsar Alexander III) はフランスのラ・マルセーズを併立して聞いている。歴史には何が起るかわからない。独ソの結合が失敗であった事は、屢々ふれる如く、ヒットラーの裏切りであつてファシズムと共産主義の兄弟殺戦争と言われる激烈、凄惨な戦いが一九四一年六月二日から生起する事から断じられる。

そしてこの時独ソ結合に鼻をあかされることになる英仏ソ三国交渉がポーランドをまきこんで同時並行的に行われていた。この事もまた世紀の誤算として記録されるべきであろう。世界の叡知をあつめた大国首脳間行動も一皮むけばその実体はかくの如くである。これに翻弄され、生命と同胞と財産を焦土の中に失う民衆の姿こそ正視に耐えらるべきものではない。ここに英仏ソ・ポーランド四国間の交渉を次に叙述し、独ソ交渉との対比の中にこの事実と主張を確定しようと試みる。

- (一) Nazi-Soviet Relations, 1939-1941, edit. by R. J. Sontag & J. S. Beddie, Greenwood press, 1948, Th Reich Foreign Minister to German Ambassador Schulenburg (NSR), No. 175, August 14, 1939, PP50~52. . . 我々が既に情報を得ている如く、ソビエト政府は、また独露関係の明瞭化を望んでいる。しかし乍ら、従前の経験によれば、この明瞭化は、通常の外交的チャネルを通じてでは、極く緩慢にしか達成されない事実に鑑み、ドイツ国外相リッペンントロップはフューラーの名前に於て独総統の見解をスターリン氏に伝達せんが為、モスクウに緊急訪問を行う準備がある。

- (2) DIA., 1939-46, Vol. I, March-September 1939, PP. 130-34. 「論集・一九三九年不可侵協定への独ソ交渉の端緒、拙稿・三十号(一九九三年・三)」五四―五六頁。ヒットラーは「策戦白」に於て早くも一九三九年四月五日、英国の対ポーランド独立保障の四日後、ポーランドからダンチヒ、廻廊の奪回を武力を以て実行することをOKW首脳に命令していた。その期限即ち策戦開始日を九月一日に設定していた。
- (3) SDFP, 1933-1941, Vol. III, verbal statement by Litvinov to German Ambassador, 21 April 1934, PP. 79-83. ユルチック三国(エストニア、ラトビア、リスマニア)に対するソ連の思い入れは、強く、かねてより該三国の平和維持が、ソ連邦そのものの平和維持につながるという思いを開陳していた。そして一九三四年春、ヒットラー台閣に上って一年の後、ソ連側はこの問題をヒットラーに提示してその不可侵と諸地域の安全保障に彼の共同することを求めたが成功的でなかった。その後も当該問題は、ドイツに持出され、そのドイツによる受入れ拒否がソ独結合をさまたげる具体的よすがとなっていた。この解決がはかられるという事は、叙上の意味からして当然まことに重大である。
- (4) *ibid.*, improving German-Soviet Relations, 17 August 1939, PP. 356-57. ここでは、ドイツが従来の態度をかえた事が、ソ連側によって強調され、ソ連側はこれを尊重、両国友好信頼関係を発展さす事に各でないことが強調されている。
- (5) *ibid.*, Soviet Draft, 19 August 1939, P. 358. 「論集」三十号前掲書、四七―四八頁、草案と協定本文の相異点は、前者は五ヶ条と追記であるが、本文は七条になっていて、本文には、情報交換と継続的会談開催条項があり、また敵対的国家連合非加入条項がある。
- (6) *The Rise and Fall of the Third Reich*, W.L. Shirer, Simon & Schuster, 1960, P. 526. この事実はシェーレンブルグ大使によって推測されている。チャーチル(W. Churchill)によれば、スターリンは一九九日の夕刻独ソ不可侵協定締結の意思をポリトビュローに伝えているというが、チャーチルはその出典は明記されていないと言っている。
- (7) DIA, 1939-1946, Vol. I, Telegram from Hitler to Stalin, 20 August 1939, PP. 401-402. *hd* (1919-1980), P. 251, et FP., P. 870. 後者両書共ヒットラーがスターリンに強調したことの「お」同様の記述を行っている。Le 20, Hitler adressa un Telegramme personnel à Stalin demandant à nouveau de recevoir son ministre des Affaires étrangères le 22 août ou, au plus tard, le 23.
- (8) Hitler, Joachim C. Fests, transl. by R. & C. Winston, Vintage Books, 1975, P. 590

説

論

- (9) DIA, op. cit., Stalin's Reply, 21 August 1939, P. 402  
 (10) Hitler's War, 1939-1942, David Irving, Macmillan, 1977. P. 7.  
 (11) W.L. Shirer, op. cit., PP. 530-32. Gerhard L. Weinberg, the foreign policy of Hitler's Germany, starting world war II, 1937-1939, the Univ. of Chicago Press, 1980, PP. 629, 639 & 675-76. The War Path, Hitler's Germany, 1933-1939, D. Irving, Macmillan, 1978, PP. 241-43.  
 (12) 「論集」三十号、前掲論文、四七一五〇頁。

## 二 一九三九年英仏ポーランド三国交渉と軍事会談

### フランスのイニシヤチブ

英仏両国がソ連との談合に乗り出すのは、前述の如く、ソ連からの働きかけがあったからであった。一九三九年三月一日、チェッコスロバキアの解体以後、英仏両国はポーランド、ルーマニア、ギリシア、トルコ等に接近してこれらを英仏陣営に組み入れる直接独立保障政策を展開していた事は前にもふれたが、同じく三月一日この英仏欧州政策に驚愕したソ連邦は、とりあえず対独包囲網政策を考え、英仏両国に急遽接近を試みるのである。しかしこの英仏三国結合ラインがそのまま伸張しないのは、これも前述の如く、ソ連邦独自の思惑からであり、英国側の怠慢もその傾向を大いに助長した。ここにこれら政策失敗の芽がはぐくまれていた。

英国は、三月一日以降、フランスを語らってポーランドと安全保障紐帯確立に邁進する。そしてソ連への接近、結合を犠牲にしてポーランド条約を完結する。この方途が、独ソ両国の接近と結合を結局は無視して行われることが

重大問題であった。かくしてここにこの背景の下に行われる英国のフランスを語らったポーランド条約完成の経緯をさぐる。これはこの部分以下は「一九三九年英ポーランド相互援助条約の締結」(拙稿、論集三十二号)の後半部分をも形成することに大方諸賢の注意を喚起しておきたい。従ってここでは話はポーランドをめぐる英仏ポーランド三国間の軍事会談の試みからはじまる。しかし乍ら英仏ポーランド三国軍事会談が独ソ両国接近と並行しながら行われ、これが後者を政策考慮の中に入れて、遮二無二熱情を傾けて実行されるところに吾人は、歴史の悲劇性を感じしななければならないのである。ここではストーリーは、一九三九年四月からはじまり、イニシヤチブはフランスがとる。英仏両国の対ポーランド独立保障を受けてこの線をのびし、まずフランスにそこに強力な仏ポーランド戦争協力体制を再構築しようという動きがあった。フランスではドイツの脅威は勿論英国より直接的と感じられ、ポーランド戦線構築の為、フランス首脳が活動していた。

四月一三日、フランス首相ダラジエ (Edouard Daladier) は一つの声明を発し、これは、仏ポ同盟の再確認となつてこれにより軍事関係者のこれに関する細目決定が急がれる事態となつた。<sup>2)</sup> ルカシエビッチ駐仏ポーランド大使 (Juliusz Lukaszewicz) と仏ポネ外相との会談では、四月六日英ポーランド調整にそつた同盟細目規定の必要が談合された。仏ポ軍事協定の原則は、即時・直接・相互援助とされた。ポーランド側は、ダンチツヒがポーランドにとり死活の重要問題とし、そこへの攻撃も条約該当事由 (casus foederis) とされ、戦争原因を構成することとなった。五月一二日、仏内閣でポネ・ルカシエビッチ協定に基く政治的取極めのテキストが確認された。こうして軍事的細目に具体的合意形成の為、ポーランド陸相カスプルチスキ (Tadeusz Kasprzycki) 将軍が、仏参謀総長ガムラン (Maurice Gamelin) 大将を訪れた。しかし後者は仏ポーランド軍事協定には、仏ソ両国のそれが先行すべきである

説と考えていた。しかも尚彼は仏空軍司令長官ビュイルマン (Auguste Vulliamin) 大将と仏北部軍司令官ジョルジュ (Joseph Georges) 大将の対ポーランド保障であるドイツ攻撃の場合に於ける仏軍の強力ポーランド支援約束を行過ぎとみていた。この為、ガムラン將軍は、カスプルスキ大将の早まった訪仏を喜ばず、肝心の細目決定に具体的指示を与えることを避けた。そして会話記録が秘密資料として五月一九日に調印されたのであるが、ガムラン総長は、

自国外務省との協議の下に、この軍事協約の発効を政治協定の調印後としてしまったのであった。しかもボネ仏外相 (Georges Bonnet) は、ジュネーブでハリファックス (E. F. Halifax) と英仏ポーランド三国関係を話し合ったが、帰国後一九日の該協定をまた棚上げにしてしまった。<sup>(30)</sup>

#### 英ポーランド軍事会談

英国政府側では、しかし乍らこれと異なり独対ポーランド攻撃の際、西欧軍、そして出来れば、ソ軍の対独対抗迄ポーランド軍の抵抗を望み、この趣旨と目的から英ポ軍事スタッフ間の会談がもたれる事となった。こうしてこの線にそい、五月最終週には、英国側、クレイトン大将 (Clayton)、軍司令官ローリング (Rawlings)、空軍大佐デビッドソン (Davidson)、ポーランド側ポーランド参謀長スタキエウィッチ大将 (Stachiewicz)、七月には、英帝国参謀総長アイアンサイド大将 (Ironsides) が、ポーランドで、ポ側スミグリ・リツン元帥 (Smigly-Rydz) その他司令官達と会談した。総長は、モシッキ大統領 (President Moscicki)、ベックその他政府要人も会見した。ドイツのポーランド攻撃は、英空軍による応戦しかこれを打倒することは出来ないというのがポーランド側の見通しであった。歩兵は、二三個師団を準備したが、飛行機は五〇〇機の旧型機しかなかった。歩兵はポーランド全力を動員できるが、航空機については、早急の対応は出来ないという事であった。このポーランド側の要請は、クレイトン大将によって

承認せられ、後アイアインサイド総長によっても確認せられた。(戦争勃発となつては、一九三九年九月一日、前掲独逸全軍が電撃的進撃を行いポーランド軍は各地で敗れ、九月二〇日には、早くもヒットラーのダンチック入城となつた。一七日にはソ軍が、東方から進撃、二七日、ワルソー陥落、二九日、独ソ両国ポーランドを分割。独側七二、八六六平方哩、人口・二千二二四万人、ソ連側七七、六二〇平方哩、人口・一千三一九万九千人の獲得。ちなみに独側・ポーランド兵捕虜七〇万、ソ側・二〇万。一〇月一九日ポーランド西半は早くも独逸領に編入せられた。この段階では西欧側のポーランド支援は皆無であつた。一兵の投入せられて、ドイツの進撃、ソ軍の進撃をはばむ動きは何らなかつた。<sup>(4)</sup>そして英国側は、海洋連絡によつて英国通信網を守ることを重視し、ドイツのバルチック海制圧が容易に行われ得るとして、ポーランドの小さな艦隊が、バルチック海から送り出されねばならないとしていた。しかしこれらの策戦の細目については、具体的なツメが行われなかつた。實際上、英側の真意は、その対ポーランド、その他への保障声明は、充二分にドイツを制御し、諸問題の平和的解決が可能となるだろうという樂觀的なもので、その域を越えるものではなかつた。<sup>(5)</sup>

### 独ソ両国結合の時と報道

独ポーランド交渉進展の中で、一方、ドイツは独ソ結合への道に大きな一歩を踏み出す。それは独ソ通商条約の更新であつた。ポーランドはこれにさしたる注意をはらわなかつた。独ソ両国結合への交渉が開始されたのは、一九三九年一月以来のことで、これは、両国間通商協定の満期に基く更新の談合が始まつたことからであつた。そしてこれにつき四月一七日からベルリン駐在ソ連大使メレカロフ (Alexei Merkalov) とワイゼッカー (E. Weizsaecker) の間でより具体的展望的に交渉が継続せられることとなつた。この報道は直ちに欧米諸国に流れたし、米國務省はその

説 情報を適確につかんでいた。しかし世界の人々は、この通商交渉が、独ソ両国間関係の変化、好転につながるとは、考えず、いな、夢想しなかった、といった方が適切で、この独ソ両国交渉のニュースに重大な意味を附与したものはいなかった。このニュースは、次々と西欧側にもたらされ、その中で、米国が最も多く情報をあつめていたといわれた。一方この時ソ連は、英仏両国とドイツの間をうまくとりもってその立場を最も効果的に利用する。五月にはフランスが、クウロンドル駐ソ大使 (Robert Coulondre) の報告として独ソ政治的結合の成就間近しのニュースをつか

んだ。しかしフランス外務省と政府は、これを重大なまた信憑性高いそれと考えなかつたのかどうか、これを英国、またはポーランドに伝達した気配はなかつた。米国からも同様にこれらニュースが正式には西欧側に伝えられなかつたと考えられている。<sup>(6)</sup>

#### ポーランドの意向と立場

五月七日、モロトフとポーランド駐ソ大使グルジボスキ (Waclaw Grzybowski) との会談で英仏ソ三国協定に関するポーランドへの条件があかされた。①ソ軍のポーランド領通過権、②ポーランド・ルーマニア同盟の解消、③英国の対ポーランド保障は、ドイツに関するその西側国境のみとする。これを聞いたポーランドはそれは④ポーランドの行動の自由を奪うもの、と主張し、⑤ソ連の援助の重要性を認識するが、ソ・ポ協約は、ヒットラーを刺激して大戦を不可避とする。⑥ソ連援助の不可側性等をあげつらつてこれに直ちに反対した。この背後には、英仏ソ三国会談の成功を信じない気持ちがあった。これと同じき見解を有したのは、ルーマニアで、これらの事情からこの両国が、英国の対ソ接近を妨げたとする意見もある。ルーマニアは、ドイツの進撃を喰いとめる為にソ連による占領を受入れてどうするのか、といった気持ちも強かつたと言われている。<sup>(7)</sup>

五月一〇日にはソ連外務人民委員代理ポチヨムキン (Vladimir Potenkin) はバルカン周遊後、ワルソーを訪れ、ベックにソ独融和の不可能性を確言し、一旦緩急の場合、ポーランドはソ連の援助に全面的に依頼出来る、と保障した。しかしベックは、一四日、ポーランド外交使節団に訓辞して右の様想をのべ、ポーランドのソ相互援助条約締結は、必ずやドイツを刺激して大戦破裂を必至とするであろうと強調した。自国の安全と保全を考えて情勢を忖度するのは、外交の常道であるけれど、この場合、戦争の自信全く無きポーランドが一を言い、二をあげつらう態度は、矢張り根拠無く、真底は、何れの国に自国の運命を依頼するかにあるに不拘、これを明言しないのは、結局、無言であるよりも余程悪い結果を導くことになりかねないのであった。

#### ポーランド領通過問題

英仏ソ三国協定交渉では、ソ連邦の立場は強かった。何とならば、既に英仏両国は、ポーランド、ルーマニアに独立保持保障を与えているのであり、ギリシア、トルコに対してもそれがある。ソ連は、ひとり勞せずしてその西国境に安全保障を獲得し、自国西国境保障の為に汲々として英仏両国の軍門に叩頭する必要は無かったからである。交渉に於ては、ただポーランド、ルーマニア、それにバルト三国をソ連の安全保障の中にとりこみ、彼等を自国の意思に従属させることが必要であり、これが問題であった。こうして英仏両国側は、交渉の過程に於て、ソ側の要求、原則、範圍、締結さるべき協定の機能等につき、次々と譲歩を引出されていった。そしてモロトフの願望、示唆、要求等、言々句々が、英仏ソ三国協定の案文の中に具体化されていったのである。ポーランド問題は、八月中旬から交渉の中にとりあげられ、英仏ソ三国軍事会談が、その問題解決をはかった。ドゥメンク (Dommenc) 大将、ドラックス提督 (U'Amiral Drax) とボロシロフ元帥 (Maréchal Vorochilov) の間のそれは、赤軍のポ領、ルーマニア領通過の

それで、ポーランドへのルートとしてビルナとルオらが示唆された。しかし前にふれた如くこれをポーランドは拒否し、その拒否を続ける。仏国代表ドゥメンク大將が、仏政府によって、ポーランドの拒否は、根拠なき思いすぎとし、それを越えたこの問題への肯定的回答を単独でなす権限を与えられ、これを実行するのは、八月三日夕刻であった。しかしソ連側は、これに対し、ポーランド、ルーマニアの具体的直接的解答を求め、会谈は、ここまでとなり、ボロシロフは、これ以上の会谈を拒否して万事窮するのである。そしてリッベントロップのモスコウ訪問となり、事態は新たな、そして英仏両国側にとり最悪の展開をとげることとなった。事態の急迫に、今更乍ら焦慮の体となった英仏側は、ポーランドへの圧力を倍加する。結果、ベックは次の宣言をなす事をドゥメンク大將に委嘱する。

「我々は、独侵略に抗する場合、ポーランドとソ連の間で、技術的な条件が、確実に解決されるという事態の下に協調が排除されるべきでない事を、確実に諒承するに至った」と。この決断は、残念乍ら、六日のあやめ、十日の菊に類するものとなった。英仏側は、しかしこれを以てポーランドの最大限の譲歩達成とし、これをモスコウに伝達する。しかしモスコウは、すでにその望むもの、或いは、それ以上のものを独ソ会谈に於て、その二面外交から獲得しており、英仏ポーランドの最後の決断も事態打開には何らの効果を發揮しなかった。<sup>(8)</sup>

英仏両国大使は、モロトフを二五日に尋ね、モロトフの答えは、さきのボロシロフの答えと同様であった。情勢の変化が会谈の継続を無意味にした、と。英仏側は、ソ独を結びつけ、ソ連をドイツに高く売りつけるよすがを構成したに過ぎなかった。それを今や彼等は、思い知らされねばならなかった。これ程明確な屈辱外交の経験を彼等は知らなかった。大英帝国の崩壊は、壁の火文字となって現われていた。ソ連邦は、交渉に於てその意図を秘匿したこと完璧と称され得た。それは後にヒットラーの裏切りにあい、ソ独戦を迎えるけれども、第二次世界大戦の終結には、べ

ルリン一番乗りを果たし、その名声と実力は以後世界一を誇って、一九九一年迄の繁栄を謳歌することとなる。

### ダンチツヒ危機の高まり

ポーランドに対し、ヒットラーは、オーストリア、チェッコスロバキアに課したと同様の方式をとってそのダンチツヒと廻廊への要求をつきつけた。このとき彼にとつては独ボ不侵略宣言(一九三四・一)などは、完全な反古であった。しかしヒットラーの名分は、この要求は、ベルサイユ条約の非違を是正するものであり、ドイツの新しい侵略では無く、平和を購う世界的最小、最低、最有効のそれであるというところにあつた。しかし果たしてそれが、彼の真意であつたか否かは、知る人ぞ知る、どころではなく、オーストリア、チェッコスロバキア、メメルと進んできたヒットラーの侵略路線の前には何人もヒットラーの言説を信じることはできなくなつていたことは事実で、ダンチツヒ、廻廊奪還の後、ヒットラーの手がポーランド全国にのびることは、今更何人も疑えなかつた。ポーランドはヒットラーの要求を最初から断固拒否する。そして英仏両国と問題につき、緊密な連絡をとり、連携プレーを心がけた。チェムバレンもポーランド必然の運命がダンチツヒの保持にかかつていることを承認した。ダンチツヒでは反独デモ、学生騒擾等が頻発する様になつた。しかしベックはこれに有効な手が打てず、そこでの独ボ衝突の危険が常在となつた。チェムバレンもこれに大きな危惧を感じた。六月末にかけて危険は増大し、双方の武闘、大規模騒動への準備が云々された。七月一日、ボネ外相はリップントロップに覚書を送り、ポーランドが、ダンチツヒの現状変更<sup>(9)</sup>に抵抗する場合、フランスは、確然とポーランドの側に立つ、と宣言した。しかしチェッコスロバキアを見殺しにしてしまったフランスの誓言に、誰が、一体何を感じろというのか、という気分は、否定し得べくもなかつた。一日、チェムバレンは、英国下院で同様の宣言を行った。<sup>(10)</sup>しかし同時に、彼はワルソーに対してダンチツヒの騒擾発生を避ける事、反

説  
ドイツ騒動は、戦争破裂を必至とするという見解をのべた。この時期、英仏は、今度は、戦争を賭する、と言い、ヒットラーは、今度は、平和だ、と言うのが方式となった。

### 最後の段階、英ポ相互援助条約

論  
八月四日になってダンチツヒをめぐる独ポ現実抗争は、そのクライマックスを迎える。同日ダンチツヒ当局は同地のポーランド関税局に、六日以降その業務を停止すべきことを通告した。これは明らかにポーランド権利の侵害であり、驚いたポーランド総務委員は、これに抗議し、その命令を撤回することを求めた。この事件は、ダンチツヒへのドイツ人や武器の流入が激しくなり、五月、七月の間に、それは目にあまるものとなっていたが、ドイツ側は、関税統制組織のポーランド・ダンチツヒ協定、国際連盟の決定をくつがえそうとしてこの挙に出たのであった。ポーランドの抗議に対し、ダンチツヒ当局は、文書による業務停止命令があるに不拘、その様な命令を出したおぼえはないと問題を韜晦した。そこへワイゼッカーより、ポーランド代理大使に、ポーランド政府のダンチツヒ当局への最後通牒に抗議するという通告が出、またポーランド側よりは、ベックの四月のモルトケになされたドイツ介入の一切は、すべて侵略行為とみなされるという宣言が出された。こうしてダンチツヒをめぐる独ポ騒擾は、日増しに複雑、激烈となった。スエーデン人実業家ダールラス (Binger Dahlerus) によるゲーリングと英実業家達との懇談会も開かれたが、効果はなかった。

ここへ来て、ポーランドの対英傾斜は一段と強くなり、八月一七日、政府よりハリファックス外相に英ポ相互援助条約締結の申入れがなされた。英国もこれを受け、その草案がポ側より提出された。その締結は、八月二五日であった。

### 英ポーランド相互援助条約と秘密協約

大英帝国、北アイルランド政府とポーランド政府は、彼等が既に同意している防衛的性格の相互援助の保障から結果する双方の国家に対する協調を永久的基礎にすえることを願ひ、ここに、該目的を達成する為の条約締結を決心に至った。双方この為の全権委員を任命、彼等の間で以下の諸条項を合意した。

第一条、締約国の一国が、欧州国家の一から侵略を受け、これに抵抗して該侵略国と交戦状態に入った場合、他の締約国は、そのもてる力のすべてをもって締約国に指示と援助を与える。

二条、一項Ⅱ第一条は、二条・一項・二項の生起する場合にもそれらに適用される。一 欧州国家が、締約国の一国の独立を直接、間接に明白に脅威し、締約国の一国が、それを武力を用いても抵抗しなければならぬと考えた場合、二項Ⅱ前項にいう国家が、締約国の一国の安全を脅威する如く、他の欧州国家の権利を侵害しないことを条件とする。

三条、もし欧州国家が、経済的侵入、もしくは他の方法で、締約国の一国の独立をくつがえそうと試みる場合、締約国は、かかる試みに抵抗して相互にたすけ合う。これが締約国の一国への敵対となつた場合、第一条が適用される。

四条、該協定規定の相互援助を実行する方法は、締約国の海、陸、空軍当局間に於て決定される。  
以上が主要条項であるが以下八条まで、相互援助実施の細目が決定された。<sup>(1)</sup>

五条、右述の場合、敵対発生に際し、締約国間に実施される相互指示、援助については、懈怠なく、彼等の独立を脅威する一切の発展、また特に、これを実行に移すべき脅威状況の一切の発展に関し、完全且速やかに一切の情報の相互交換が約束される。

六条、一項〓締約国は、彼等がすでに約束した、また、侵略に対する将来与えるべき援助の一切の実行に関する案件に関し、相互にそれらを通報し合う。

二項〓締約国の一国が、該協定発効後、上述の実施を行う場合には、他の締約国は、該協定の効果的機能化の爲、これを通報されなければならない。

三項〓締約国が、将来にわたりこれらを実施する場合、当協定に関し、彼等間に新義務、もしくは、該実施不参加の締約国と関係第三国との間に新義務の一切を生じさせることは無い。

七条、締約国が、当協定の適用の結果、一致して第三国との敵対関係に従事した場合、彼等は、相互の同意なければ、単独休戦、或いは講和を結ばない。

八条、一項〓当協定の期間は、五ヶ年間とする。

二項〓当協定失効の六ヶ月前迄にその廃案通告がなされない場合は、その効力は将来に向つて存続する。締約国は以後六ヶ月の通告期間を置いて、何時にても当協定を廃棄出来る。

三項〓当協定は、双方署名を以て発効する。

附属議定書

L・S ハリファックス

L・S・E ランジンズスキ

ポーランド政府、英国、北アイルランド政府は、今日調印された相互援助協定の解釈を次の如く、真正且義務的なものとする事に同意する。

1. (a) 一欧州国と表現されるのは、ドイツ国と理解する。

(b) 協定一、二条にいうドイツ国以外の欧州国家の行動ある場合、締約国は、これにつきとるべき方策につき協議する。

2. (a) 西国政府は、協定二条にいうドイツの予想される行動につき、その時々々に協約を以て、相互理解を行う。

(b) 西国政府が、この節の以下の条文を変更することに合意する迄、協定二条一項の適用は、ダンチツヒ自由市の場合、同二項は、ベルギー、オランダ、リスマニアの場合と理解する。

(c) ラトビア、エストニアにつき、英王国と第三国のこれら二国を含む、相互援助の誓約が効力を發揮する時、これら二国は、締約国により、二条二項にある国のリストの中に含まれる。

(d) ルーマニアに関して、英帝国政府は、それに与えている保障に注目させる。ポーランド政府もルーマニア・ポーランド同盟の相互的実行に注目させる。この同盟は、ポーランドのハンガリーへの伝統的友好と決して乖離するものではない。

3. 当協定六条の実施は、もし締約国の一国が、第三国との関係で実行される場合は、それは、他の締約国の主権ならびに領土的不可侵性を何時の時点に於ても侵害しない様に考えられねばならない。

4. 当附属議定書は、本日調印の協定の一部を構成する。そしてまたそれを越えるものではない。それに正しくまた誠意を以て署名した我々は、同様にこの議定書に署名する。

署名 L・S ハリファックス

〃 L・S・E ラジジンスキイ

説

論

文言明瞭、条件整備、種々の状況は、微細に規定され、立派な条約は、ここに明確な姿をあらはした。しかしこの条約の運命とポーランドの運命が如何になるかは、ここに謀々する迄もない。一つの問題は、ラトビア、エストニアのそれで、これに関し第三国との調整云々が書き込まれているが、この第三国は、ソ連邦であり、この問題につき、云うところの調整は遂にならず、該両国は、英仏保障案の中に組み込まれる事はなかった。先述の如く、ソ連邦は、この問題の解決を強く求め、北々西よりするソ連邦への攻撃の脅威除去を主張したが、英仏両国側の速やかなこれへの対応を欠き、右述の如き結末となった。ソ連ではこの問題の解決なかった事が、ソ英仏三国会談不成功の原因だといふたてまえ論を展開して、ソ英仏三国協定不成就の英仏両国側の責任をあげつらっている。

ここにふれた如きこの完璧な英ポーランド相互条約も、二日前に調印された独ソ不可侵協定の前には、一向に生彩の上らぬものであった。ただこれは、英国に対するポーランドの大国としての平等互恵の面目をたてる為だけの効果をもったにすぎないと言つて過言ではなかった。ましてポーランドは英国と平等対等の軍備を陸海空軍に欠き、結果は、英国の対ポーランド一方的独立保障と全然変らなかつたに於ておやである。事態は独ソ不可侵協定を軸に大きなぶん廻しとなつて一八〇度転回し、そこに至る諸国の一切の動きと外交が一空に帰して空前の一大戦火が結果するに過ぎなかつた。思えばこれもまた空しいと評すべき英ポーランド相互援助条約であつた。

(1) 論集三十一号、一九三九年英仏ソ三国交渉と軍事会談、抽稿

(2) L.J.F. *Le Livre Jaune Français, 1938-39, Imprimerie Nationale, 1939*, P. 132., *La déclaration Communiquée à la presse par M. Édouard Daladier, Président du Conseil, Ministre de la Défense nationale et de la Guerre, le*

13 avril 1939. フランス政府は、英国並にポーランドと彼等の独立が直接、間接に脅威された場合これを防衛する相互援助協定の締結を成就した事を嘉みする。

仏ポーランド同盟も、同様の趣旨で仏政府とポーランド政府により確認された。フランスとポーランドは、彼等の重大な利益に対する直接、間接の一切の脅威に即時且直接に対抗する。

本日、我々の大使は、この宣言を全利害関係政府、就中、トルコに伝達する。

(3) GPP. (The Great Powers & Poland, 1919-1945, Jan Karski, Univ. Press of America, 1985) Pp. 329-30. 五月一日の軍事協約、(1)ドイツのポーランド攻撃、ダンチックへの脅威の場合、仏空軍は、協定に従って、行動を開始する。

(2) 陸軍は、動員三日後、限定された目標に攻撃開始する。(3) 独軍主力のポーランド攻撃の場合、フランスは動員二五日後、軍の大部 (Les Gros de ses forces) を以て大攻撃をかける。(4) 第一段階では、ポーランド軍は防衛戦のみ戦う。(5) 独軍フランス攻撃の場合、ボ軍は出来る限り独軍師団と同数で反撃する。これは五月二七日の空軍協定によって続かれるが、

これらは不明確なものと評された。これと並行した政治協定協議は、一九二一年同盟と一九三九年三月一四月英仏対ポーランド保障の線に副ったものと主張されたが、協議は、ダンチック問題で難航した。ボネは、ポーランドで英仏両国が手を縛られることを極力避けたい意向であったが、彼はハリファックスがダンチック防衛を義務と考えない事を知っていた。

(4) WAB., pp. 36-40.

(5) Foreign Policy of Poland, 1919-39, Debicki, R., U·M·I, Out of Print Books on Demand, 1988, pp. 146-52. 英国側は、ソ連邦の協調が、平和にしろ戦争にしろ西欧とポーランドにとって決定的有利な条件を作り出すと信じ、ソ連を引出すことに努力した。これがくずれたのは、あくまでもポーランドが、ソ連赤軍のポーランド領通過、駐留をこばんだ態度に帰される、とする意見も根強いものがあるが、拙論に展開する如く、フランスはともかく英国の態度は、その全体的行動からこの意見に背馳する実行であったと言わざるを得ない。

(6) *ibid.*, P. 148. L.J.F., No. 125, M.Coulondre, *Ambassadeur de France à Berlin, à M. Georges Bonnet, Ministre des Affaires étrangères*, pp. 163-65. 論集三十号前掲論文、七三—七四頁。

(7) *Romania and the Great Powers, 1933-1940*, D. B. Lungu, Duke Univ. Press, 1989, p. 177. ルーマニアの基本的行動パターンは以下の如くであった。∴ルーマニアの根本的的目的は、出来る限り長く非同盟の立場を貫き、大国間の紛争に

まきこまれないことである。もし戦争が破裂し、ルーマニアが攻撃されるならその軍隊は英仏側にたつて戦う。もしルーマニアが攻撃されないなら、参戦は、充分の軍備がととのう迄みおくられる。ルーマニア人は、大火災の最初の段階ではあくまで中立を守りたいし、指導者達は、ベルリンにドイツ包囲の企図ありと断じられ、ルーマニア攻撃の口実を与える体の一切の外交的イニシヤチブには参加しない。カロル王も同意見で戦争にまきこまれることを避けたがっていた。

一九三九年の最終的段階で、ルーマニア参戦の得失が連合国側で究明せられた。ポーランドもハンガリーがドイツに加担しない限りは、ルーマニアの参戦は望ましくないという意見であった。Les Relations franco-britanniques, 1935-1939, Centre national de la Recherche scientifique, 1976, p.380

(8) DIA, 1939-1946, Vol. I, pp.422-30, la question polonaise, pp.422-25, et le renversement politique, pp.426-430. 論集、「一九三九年英仏ソ三国交渉と軍事会談」三十一号、一七二—二二頁。

(9) DIA, 前掲書, pp.214-56. ヒットラーの一九三九年四月二八日の国会演説は二時間を超える長広舌で、ルーズベルトの詰問にこたえ、それは、神は、ドイツ民族を嘉みして、我々を敗北の淵から立上らしめた、からはじまり、ベルサイユ条約、民族自決権、オーストリア、ボヘミア、モラヴィア、英国との友好、一九三五年、一九三七年の英独海軍協定、リスアニア、メメル、ポーランドとダンチツヒ問題、民族主義スペイン、枢軸の力等に及ぶ広汎、且網羅的なものであった。ポーランド、ダンチツヒ問題については、以下の如くのべた。ヒットラーはポーランドと一つの協定を締結した。ポーランドが結んだ相互援助条約—フランスとも—はこの協定と抵触しない。しかし将来のものは別である。問題はダンチツヒである。ここはドイツに帰属を求めている。ドイツはワルソーの海への接近を認めるが、ポーランドは又ドイツの東プロシアとの接触を承認すべきである。それは軍事的なものではなく、廻廊の廻廊といったものである。ドイツにはポーランド攻撃の意図はない。それが、ポーランドの保障問題を生んだ。ピルスズキー (Marshal Piłsudski) との協定は、変改し得るならば意味は無い。それならはじめからそれは存在しなかったであろう。しかしポーランド自身が望むならその調整には、何時でも応じる用意がある。

(10) *ibid.*, p.311 & the following.

(11) *ibid.*, pp.469-71.

## むすび

ここに一九三九年八月、第二次世界大戦勃発直前の独ソ不可侵協定と英ポーランド相互援助条約の締結に一瞥を与えたのであるけれど、これらが成就するに当っては関係諸国とこれに責任ある人士の緊張と努力はまた大変なものであったことがわかった。思惑、プラン、交渉、挫折、弥縫とこれらに費されたエネルギーは何を以て比較すれば足りるのであろうか。これは洋の東西を問わず、古今を通じてすべての国家活動について言えることであるが、両条約も御多聞に洩れなかったということである。これに仮託された政策の実現にはまた夫々夢と希望の大きなものがあつた。しかしそれは「はしがき」にのべた如くことごとく裏切られた。両条約、その成り立ちと目的に於て二律背反、全く敵対的なものであつたに不拘である。そしてその結果は第二次世界大戦の悲惨なハルマゲドンである。人は国家活動に最大の夢を託し、そして裏切られ続けねばならないのか。しかし人類は、一人の賢人がシンプルな平机に向つて事務をとっている、それが政治であるという日に向つて遅々としてしかし着実に歩みを進めていることも否定し得るべきではない。筆者は、一九三九年の独ソ不可侵条約、英国ポーランド相互援助条約の締結を究明して右の観念を新たにし、世界永久平和の到来を確信して生活の糧とし、ここに論稿最後の筆をおきたい。

★

★

★

これが、筆者の両大戦間外交史研究の最後の論説となる。ベルサイユ条約から第二次世界大戦勃発に至る間のドイツ賠償問題、フランス安全保障、ロカルノ条約、ヒットラー、ムッソリーニ・ファッシズム研究、エチオピア戦争、スペイン内戦等々を通じてここに到り、それなりの完結をみた次第である。これは、「第二次世界大戦の史約背景」

説  
なる一書にまとめて今晚春、刊行（二三書房）した。ちなみに言えば、この刊行を以て「近代外交史」「現代外交史」の筆者外交史三部作が、これもまたそれなりに完成したのである。筆者望外の喜びである。これも内外の諸先生、同僚諸賢の御指導、御同情の賜ものである。誌して厚く感謝の意をささげたい。

論